

大和市告示第53号

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年大和市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第1条中「夫婦」の次に「（法律上の婚姻関係にあり、又は届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある二者をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条第1号ア中「法律上の婚姻関係にある夫婦（以下「夫婦」という。）」を「夫婦」に、「・卵子・胚」を「、卵子又は胚」に改める。

第5条の見出しを「（助成金の額）」に改め、同条中「医療費の2分の1以内」を「額」に改め、「の助成金の額は、」を削る。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第7条第1項の規定による決定を行わない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第5条の規定は、施行日以後に申請する助成金について適用し、施行日前に申請した助成金については、なお従前の例による。